

平成26年（ワ）第11499号 損害賠償請求事件

原告 大野佳奈子

被告 医療法人高寿会 外1名

原告準備書面（11）

平成28年7月26日

大阪地方裁判所 第22民事部 合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 高橋典明

弁護士 上出恭子

弁護士 和田香

原告は、本書面において、被告一裕会の安全配慮義務違反の具体的内容について、以下のとおり主張を整理する。

第1 「嫌がらせ、いじめ」などのハラスメントが生じるような事態を発生させない義務

1 義務の内容

専門学校の実習先である被告一裕会としては、学生に対し医療現場で専門教育を実施する機関として、実習にともなう学生の心理的負担に配慮する義務を負い、具体的には(1)「嫌がらせ、いじめ」などのハラスメントが生じるような事態を発生させない義務を負い、また、(2)学生に精神障害等の心身の不調をもたらすような強い心理的負担を与えないように十分に配慮する義務がある。

2 被告一裕会の義務違反の具体的事実

本件で亡輝民の実習を担当したNバイザーの下記行為は、教育的指導から逸脱したパワハラ的な言動であり、Nバイザーの言動によって亡輝民に強度の心理的負荷が生じ、精神的に極度に追いつめられたものである。

(1) 平成25年11月12日の「検査中止」の指示

11月12日の実習において、亡輝民は担当患者の痛覚検査を行うこととなっていたため、亡輝民が同検査を行っている時、Nバイザーから突然「意味が無いから中止。」と言われ、検査を中止させられた。亡輝民は

Nバイザーに対して、同検査に関する自らの考え方を説明したが、「それならそう言えばいい。要点を伝えないと分からない。」と対応され、検査は中断したまま、再開されなかった。

亡輝民は同日に帰宅後、妻である原告に対し、「バイザーの声が小さく聞き取れない。聞き返すとバイザーの機嫌が悪くなる。」とこぼしていた。

(2) 同年11月13日の「次やったら終了」発言

翌11月13日、亡輝民は前日の中止された検査について症例日誌に記載していなかったことから、Nバイザーに記載していないことを叱責された。更にNバイザーは亡輝民に対し、「これはボイコットしているのと一緒。」「今日はもう見せたくない。帰るか。」「次やったら終了。」と言われた。

亡輝民は帰宅後は、全く話をせず、原告である妻が話しかけても返事をしなくなり、この頃から鬱々とした様子が続き出した。

また、亡輝民は、翌14日には近畿リハ学院の担任のA教諭にメールを送信し、前日の13日に実習から帰らされかけたことを伝え、「予想どおりプレッシャーが強い環境で、気を使いすぎて思うように考えられない、抜けが出てしまっている状態です。また他校の実習生もバイザーとの関係で悩んで来るのがつらいようでした。」と連絡し（甲34の1②）、強い精神的緊張にさらされていることを担任に吐露している。

(3) 同年11月15日の「帰れ！」との叱責

11月14日には亡輝民の担当患者は休みであったため、症例日誌に記載していなかったところ、翌15日にNバイザーから記載がないことを指摘されたうえ、「見ていなければ出さなくていいのか。」と叱責され、亡輝民が答えに窮していると、Nバイザーは「無視するのか！」と詰問し、「帰れ！」と強い調子で亡輝民に指示した。このため、亡輝民は辻クリニックから出て、担任のA教諭に電話し、A教諭の指示にしたがい近畿リハ学院に行った。

この日、自宅に戻った亡輝民の姿を見た原告の姉は、亡輝民が生気がなく、まるで死に神に取り憑かれたような青白い顔色でひどく落ち込んでいる様子を現認している。また、翌16日には、亡輝民が急激に痩せてきていることに気づき、原告が亡輝民に事情を聞くと、亡輝民は昼食をキチンと食べていないことや背中
の痛みを訴えたため、その頃から市販のお灸を試すようになった

3 小括

亡輝民は、辻クリニックでの実習開始前から、同クリニックでの実習については強い精神的緊張と不安を抱いていた（甲34の1 ①）が、実習開始後約2週間を経過した頃にあったNバイザーの上記発言は、教育的指導の域を明らかに逸脱しており、後の無い（今回実習が中止になれば二度とチャンスはない）亡輝民に対して、ことさら連日にわたり「帰るか。」「次やったら終了。」「帰れ！」とことさら実習中止を示唆する発言を繰り返して、15日には遂に亡輝民が辻クリニックに止まれない状態に精神的に追い込んでいる。

これらのNバイザーの言動は、「厳しい教育」というものではなく、実習生に対する「いじめ」でしかないのであって、明らかにパワハラに該当するものであり、教育的指導の域を逸脱するものであった。

第2 実習生が過度の疲労状態に陥らないように配慮する義務

1 義務の内容

被告一裕会は、学生を実習に受け入れるに際し、実習中は学生が自宅でのレポートの作成等で極度の睡眠不足に陥ることが多いことは周知の事実であるから、実習生の体調や睡眠時間に配慮し、過度の疲労に陥らないよう配慮する義務があるというべきである。

2 被告一裕会の具体的義務違反の事実

Nバイザーは、亡輝民の症例日誌や実習日誌を見れば、亡輝民が毎日レポート等の作成に膨大な時間を費やしていることは容易に理解できるのであるから、亡輝民に疲労が蓄積し過度の疲労状態に陥っていないかを確認し、そのうえでレポート作成の負担軽減の措置を講ずるべきであったが、何らの措置も取られていない。また辻クリニックの施設も、実習生が休憩したり、仮眠できる場所や設備も設置されておらず、物的設備の点でも学生の疲労状態に対する配慮はなされていない。

第3 被告一裕会の安全配慮義務違反と亡輝民の自殺との間の相当因果関係

1 亡輝民の抑うつ症状の発現

亡輝民の状況については、11月15日での自宅での様子からすればこの頃には亡輝民には抑うつ症状が認められる。これは、前記のとおり、11月12日から15日にかけてのNバイザーのパワハラ的言動による強度の心理的負荷が原因であることは明らかである。

2 自殺との相当因果関係の存在

その後、亡輝民は抑うつ症状が持続するまま実習を継続し、実習による心理的負荷にさらされる状態が継続し、また、睡眠不足の状態が改善されないままであった。さらには、11月29日に予定されていた辻クリニックでの初期症例発表

による心理的重圧が相俟って、死亡するまでにはうつ病を発症していたと推認される。

うつ病の発症と自殺衝動は、医学的には因果関係は明らかとされており、亡輝民の抑うつ症状の発現はNバイザーのパワーハラス言動によるものであり、その後亡輝民の心理的ストレスの軽減のないまま、睡眠不足の状態が継続し、抑うつ症状の発現から約2週間後には、遅くともうつ病を発症し自殺という事態に至ったものであり、被告一裕会の「実習生に強度の心理的負荷を与えないようにする義務」違反及び「実習生が過度の疲労に陥らないように配慮する義務」違反と亡輝民の自殺との間には相当因果関係が存在する。

第4 被告一裕会の主張に対する反論

1 被告一裕会第3準備書面5頁以下に対する反論

(1) 被告一裕会が同書面7頁以下において主張の前提とする平成25年11月13日から15日にかけての事実経過が異なることは、原告準備書面(7)・3頁以下及び原告準備書面9・5頁以下で述べたとおりである。

(2) Nバイザーの言動を評価する際に、実習の可否を判断するというバイザーの実習生に対する優位性を無視することは出来ないこと

ア 被告一裕会は、パワーハラスメントの「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・肉体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」という厚生労働省のホームページにある一般的な定義を引用して、「亡輝民氏とNバイザーは同じ職場で働く者ではなく、働いているのはNバイザーだけで、亡輝民は単に指導を受けているだけの存在である。またNバイザーが亡輝民に対して職場内の優位性を発揮する局面にもなく、共通の業務を有している訳でもない(9頁5行以下)」と主張する。

しかし、まず、前記パワーハラスメントの定義は、「職場のパワーハラスメン

ト」を前提としており、労働現場におけるパワーハラスメントの定義がそのまま本件に当てはまるはずがない。

イ この点、「学外の実習地では、評価の権限を持った実習指導者によるパワーハラスメント（パワハラ）、セクシャルハラスメント（セクハラ）、アカデミックハラスメント（アカハラ）が起こりうる余地がある」（甲22・201頁）、
「学生のストレスの背景に、実習指導者の成績評価の権限が見える」（同・207頁）と指摘のあるとおり、実習指導者は評価権限を実質的に有する立場にあり、このことが実習生に対する「優位性」となり、パワーハラスメントが生じる背景となる。

これに対し、総括的評価は養成校が行うのであって実習指導者にその権限はないとの反論が予想される（本件についても学院の実習指導要綱乙2 6頁、13頁はその旨を記載している。）。

しかし、形式的にはそうであったとしても、臨床実習の単位認定には実習期間の90%の出席が義務付けられており（乙2・9頁）、実習を継続することが単位認定の大前提となるところ実習継続の実質的権限をバイザーが握っていることは争いようがない。この点、Nバイザーが亡輝民に対し「今回の実習ではよっぽどの事が無い限りは簡単に中止にしたり、留年とかならないようにするし」（乙5・1頁）と述べており、自己に実習中止の判断権限があることを認める発言をしていることから裏付けることが出来る。

ウ また、被告一裕会は「辻クリニックで仮に実習が中止になったからといって、近畿リハ学院は別の実習先を指定すべきものであって直ちに実習中止となる訳ではない。」（3頁・14行以下）と主張する。

しかし、被告高寿会は「留年時に実習に行けるのは一度きりである。」「留年生には2度実習を受けることができ、そのうちのどちらかさえクリアできればよいとするのは公平性に反するからである」（被告高寿会6月27日付準備書面5頁25行）と主張しており、辻クリニックでの実習をクリアできなかった場合に

別の実習先は指定されることはない扱いであったことが明言されている。

エ 以上より、バイザーに実習継続の判断権限があることは明らかで、このことは実習の合否の実質的権限をバイザーが有することに他ならず実習生に対する優位性となる。そして、実習の合否の実質的権限を有するバイザーの実習生に対する優位性は、バイザーの言動が実習生にどの程度の心理的負荷を与える結果となるのかを判断する上で、看過できない要素である。

(3) そして、これまでも主張したとおり、11月13日、実習開始時点の説明やその前日に検査中止を命じられた時点においても具体的指示がなかったにも拘わらず、症例レポートを作成していなかったことについて、亡輝民はNバイザーから「ボイコットしているのと同じ」「今日はもう見せたくない。帰るか」「次やったら終了」と、まさに「実習中止」、即ち実習が不合格となることを示唆することを言われているのであり、Nバイザーのこれら理不尽な言動により亡輝民は強度の心理的負荷を受けた。

また、11月15日には、これも、症例患者が来てない日も症例日誌を作成するという具体的な指示を事前に受けていないのに、症例レポートがないことについて「見てなければ出さないでいいのか？」と聞かれ返事に窮していると「無視するのか？」と言われ、亡輝民がお詫びをしても帰るよう言われた（甲6）。

一旦「帰れ」と言われて、もう一度、実習に戻ることが出来なければ、実習が中止となる可能性があり、「帰れ」という言葉は、亡輝民にとって実習が不合格となることを意味する言葉に他ならなかった。

(4) このように、自己の実習の合否を決定する権限のあるNバイザーより、11月12日に検査の中止から始まり、11月13、15日と実習中止、実習の不合格を意味する言動に亡輝民は曝され、強度の心理的負荷を受けたことは明らかである。実際、11月15日、近畿リハ学院から自宅に戻った亡輝民の姿を見た原告の姉は、亡輝民がまるで死に神のような青白い顔色でひどく落ち込んだ様子であったことを記憶している。

(5) これに対し、被告一裕会は、「この状況でどう対応すべきであったのか」と反論するが、症例レポートの作成について必要な指示をすればよいのであって、「帰るか」「帰れ」という実習生に対し脅威ともいえるような言動をすべきでなかったし、この言動は教育的指導の域を逸脱したパワハラでしかない。

(6) 被告一裕会は、「この日（※ 11月15日のこと）以降、亡輝民氏とNバイザーの関係はむしろ正常化しており、Nバイザーが亡輝民氏に対し過度の心理的負荷を与え続けたと疑われるような交流はなかった」（同10頁）と主張する。

しかし、亡輝民はA教員宛に11月21日に「今日も叱られました、どうにか続いています。」（乙4・3頁、下線代理人）というメールを送っており、「今日も」という以上、11月21日以前にも亡輝民がNバイザーから叱られたのであり、同被告が主張するような「心理的負荷を与え続けたと疑われるような交流はなかった」とはいえない。

なお、11月21日のメールに対して、A教員は返事や何らの対応もしなかった。

(7) 被告一裕会が亡輝民に具体的な配慮をしたとしてあげる、11月15日、亡輝民が辻クリニックを出た後、Nバイザーが、A教員に連絡をとったこと、●氏にメールの送付をしたことは、実習生の行動を把握する立場にあるバイザーとして当然のことをしたに過ぎず、「配慮をした」などと言えるものではない。

また、被告一裕会は、亡輝民が原告に対し、「バイザーのペースにはまりたくないから、一旦、学校に戻って担任の先生に相談した」と述べたこと根拠に、亡輝民の方が先に「学校に戻る」と言った旨主張する。

しかし、亡輝民及び辻クリニックのサブバイザー●の11月15日当日のメール（甲20の1ないし5）を見れば、Nバイザーが「帰れ」と言ったこと、「帰れと言ったNバイザーが焦っていた。」ことなどその場の状況がリアルに再現されており、亡輝民が自主的に帰ると言い出したことはあり得ない。

2 実習生が過度の疲労状態に陥らないように配慮する義務について

(1) 原告が主張した「患者の症例レポートの作成についても、実習生の睡眠時間や体調に配慮し、実習生が過度の疲労状態に陥らないように配慮すべき義務があるのに、何ら配慮しないまま適切な指導をせず、上記義務に違反して実習生の輝民に過度の心理的負荷を与え続けた。」という安全配慮義務違反の内容に対し、被告一裕会も「実習生が過度の疲労状態に陥らないようにする注意義務」の存在自体は認めている（同書面11頁）。

(2) この点、理学療法士の臨床実習がレポート偏重に陥っていることや、実際に亡輝民が自宅において、実習日誌、症例日誌、症例レポート等の文書作成に多大な時間を要して、4、5時間の睡眠時間さえとれなかった点については、原告準備書面(10)で述べたとおりである。

また、亡輝民は、11月15日以降の症例日誌について、37頁にも及ぶ分量の文書の作成をし（甲15・1から37頁）、その他に、症例レポート（甲17）及びレジюме甲18を作成した。

そして「ストレスの最も多い時期は概ね、初期評価終了前後で学生が実習でトラブルが発生す（マ）ことが多い時期とほぼ一致している（甲48・「SRS18（心理的ストレス反応測定尺度）により測定した臨床実習時のストレス反応に臨床実習遂行状況が及ぼす影響について」）とされており、初期症例発表の時期までに強いストレスを実習生が感じることになる。

(3) このように、当時、亡輝民が実際に作成をした成果物からして、かなりの時間を費やして亡輝民がその作成にあたっていると推測出来るのであり、Nバイザーにおいて、実習開始時の「睡眠時間を4～5時間取ること」（そもそも、4、5時間の睡眠によって十分な疲労回復が出来るとは考えがたい。）という一般的な注意事項に留まらず、実習が進み初期症例発表が近づく中で、亡輝民に疲労が蓄積し過度の疲労状態に陥っていないかを、まず確認し、その上で負担軽減のための具体的な措置（例えば、レポート作成の合理化、簡略化の指示や睡眠時間を

一定程度取ることを優先し、そのためレポート内容については簡略化も容認する等のアドバイアス等) をとるべきであった。

しかし、Nバイザー自身が、そのような確認をとり、或いは疲労を軽減するための措置のアドバイスをを行ったようなことは、同人の報告(乙5・4頁以下)においても述べられていない。

- (4) この点、●氏とのやりとりで亡輝民が睡眠時間について「なるべく5時間とるようにしている」と返答したことを被告は指摘するが、これは記載のされ方からして「実習1週目～2週目」のやりとりと判断され、原告が問題としている、初期症例発表が迫りその準備に追われだした実習開始3週目以降のことではない。

また、Nバイザー自身が昼休憩の際に仮眠をとっても良いと指示したが「あまり仮眠を取っている様子はなかった」(甲5・19頁)と述べている。

そもそも辻クリニックの設備の構造上(乙4の1)、ベッドは全て治療用のもの仮眠のための使用はできないし、その他に仮眠を取れるような場所や設備はなかった。

- (5) よって、臨床実習において、症例レポート作成が過度の負担になることが周知の事実である中で、亡輝民の作成したレポート内容及びその質からして、亡輝民が4, 5時間の睡眠時間もとれず、過度の疲労状態にあったことが推測される中で、何らの対応をしていないことは、被告も認める、「実習生が過度の疲労状態に陥らないようにする注意義務」に違反する。

- (6) なお、被告が同書面12頁以下で、被告一裕会が亡輝民に具体的に配慮したとして述べる事実によって、原告が主張する症例レポート作成に向けての準備の負担そのものが軽減され亡輝民に過度の疲労を蓄積することを生じさせないようにすることに具体的な効果があったとは認められない

第5 求釈明

原告は、11月25日の症例日誌に「レポートの反省点」(甲15・7頁)とし

て記載のある「今回提出をしたレポート」（同頁・2行目）とは、更新日時「2013/11/24 20:13」からして、「臨床総合実習症例レポート予備」（甲32）として保存されている甲32だと主張した（原告準備書面（7）13頁）。

しかし、被告一裕会は、「甲32は、11月25日にNバイザーに提出されたものとは異なっている。当時、提出されたものは、もっと内容のないものであったから、甲32は、その後に手をいれたものと思われる」として反論する。

そうであるならば、Nバイザーが11月25日に見たレポートはどれだということか、原告は亡輝民の遺品として返還を受けた文書類は全て書証として提出をしているので、その点を明らかにされたい。

以 上